

(証券コード：2195)
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日：2025年3月5日)

株 主 各 位

本店所在地 京都市中京区烏丸通押小路
上 秋 野 々 町 5 3 5 番 地
アマタホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CIOO 末 次 貴 英

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.amita-hd.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」から「株式関連情報」の「株主総会」を選択いただき、「第15期定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2195/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アマタホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2195」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。）

※「QRコード」は、特許庁登録の登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月25日（火曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス2階 祇園

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 1. 第15期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※おからだの不自由な株主様、又は障がいのある株主様につきましては、ご要望に応じて、受付の筆談サポート、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお知らせください。

事業報告

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、製造業・非製造業ともに景況感が改善し、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要を含む消費活動が回復するなど、物価高の中でも景気は緩やかに回復しています。一方で、金融政策と連動した為替相場の動向や世界経済の成長鈍化、ウクライナショックや中東での軍事衝突の長期化等による原材料や資源価格の高騰リスク、新たな米国大統領の経済・外交政策の影響、グローバルサプライチェーンの不安定性などには引き続き注視していくべき状況と認識しております。

このような状況の中で、当社グループは「未来デザイン企業」として、2030年に向けた事業ビジョン「エコシステム社会構想2030」（以下、2030年ビジョン）の実現に向け、持続可能な企業経営や地域運営を統合的に支援する「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開に取り組んでおります。2024年度～2025年度は、市場展開へ向けた基盤整備期として位置づけており、当連結会計年度においては業態改革・業績回復に向けた取り組みを推進してまいりました。具体的には以下のとおりです。

＜持続可能な企業経営の支援領域：統合支援サービスCyano Project＞

企業のサステナブル経営への移行支援を行う「Cyano Project（シアノプロジェクト）」においては、顧客に対してサーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ等の取り組みを全体最適の視点で提案し、構想から構築、実行までトータルでサポートしてまいりました。サーキュラーエコノミーに係る取り組み支援や企業活動で生じる自然リスクの情報開示（TNFD：自然関連財務情報開示タスクフォース）支援等の問い合わせは多く、新規受注も継続しておりますが、より中長期視点での移行戦略支援につながる受注拡大に向けて、商品設計の再構築やマーケティング及び営業の強化を推進しております。関連して、サステナビリティ領域での移行戦略/計画の進め方に関するセミナーの開催や、外部パートナーと連携した循環型ビジネス構築支援ワークショップ等の新商材開発など、サステナビリティ&サーキュラー市場の活性化に資する取り組みを進めております。

ICT・BPOによる企業のサーキュラーマネジメント支援を行う「サステナブルBPOサービス」は、顧客企業の人材不足やナレッジ継承の課題に起因するガバナンスリスクの顕在化等を背景に、堅調に推移しております。三井住友ファイナンス&リースグループとの合併会社「サーキュラーリンクス株式会社」（4月1日設立）にて、ICT・BPOサービスにおける業務効率化やサービス品質向上を推進しており、既に2024年4月以降のサービス問い合わせ数が昨対比で増加するなどの営業連携効果も表れています。

産業廃棄物の100%再資源化による単純焼却・最終処分ゼロと、関連するGHG排出ゼロを推進する「ダブルゼロ・エミッションサービス」においては、カーボンニュートラルの潮流やグローバルサプライチェーンの不安定化を受けて、循環資源（天然資源の代替となる資源）の利用ニーズは堅調です。セメント産業向けの代替原燃料を中心に、姫路循環資源製造所や、アミタ地上資源製造パートナーズである愛知海運株式会社 蒲郡リサイクルS.C.での取扱量が増加しました。またシリコンスラリーの100%再資源化に関しては、半導体産業の生産が回復傾向にある中、本年7月に北九州循環資源製造所で新たな再資源化設備の稼働を開始しました。同循環資源製造所では、本設備の増設に加え、既存の再資源化設備の製造プロセスの自動化・省人運転による稼働時間の増加及び商品価値の向上によって、取扱量は昨対比で増加傾向となっております。

<環境認証審査サービス>

FSC®CoC認証及びMSC/ASC CoC認証を中心に新規顧客からの受注を継続的に獲得しております。提携先であるFSC認証機関の体制不備による審査遅延は、解消されつつも残存しております。これに伴い、当社グループの当連結会計年度に計上予定であった一部の審査の売上につきましては、翌連結会計年度に計上される見込みです。

<海外事業>

海外事業統括子会社「AMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD.」（以下、ACD）を軸に、マレーシアでの100%再資源化事業の拡大やインドネシアでの事業化検討等を含め、アジア・大洋州地域での社会デザイン事業の展開を推進してまいりました。

・マレーシア

マレーシアでの産業廃棄物の100%再資源化に関しては、現地での循環資源の利用ニーズが高く、前年度を上回る取扱量となり、更なる新規入荷案件の獲得に向けて営業を強化しております。またマレーシアで再生可能エネルギー関連の事業を行うCenergi社との「戦略的業務提携に関する基本合意書」（9月2日締結）に基づき、マレーシア国内における未利用バイオマス資源の利活用事業に関する事業性調査及び事業モデルの開発を進めております。

・インドネシア

9月2日にACDは、インドネシアに拠点を置く東南アジア最大級の複合企業サリムグループ傘下で、再生可能エネルギー事業や上水道事業などを行うタマリス・モヤグループのPT Tamaris Prima Energiと、脱炭素・循環型の新事業創出に取り組む合併会社「PT Amita Tamaris Lestari（以下、ATL）」を設立しました。また10月7日にATLは、インドネシア大手セメント会社PT Indocement Tunggal Prakarsa Tbk.の子会社PT Sari Bhakti Sejatiと、現地で100%再資源化事業を行う合併会社「PT Amita Prakarsa Hijau」を設立しました。2027年度内の同国における100%再資源化事業の本格展開に向けた循環資源製造所の開所を目指し、事業基盤の構築に向けた取り組みを進めております。

・その他の国での事業展開

環境省「令和6年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務」において、インド、インドネシア、パラオでの脱炭素化に向けた取り組みとして（4月1日採択）、各国における廃棄物の再資源化等に係る事業化に向けた調査等を実施しております。また、事業可能性調査の連携先であるインド環境大手ラムキープとの基本合意に基づき（5月1日締結）、インドを中心に、シンガポール、その他新興市場での事業連携を視野に、脱炭素社会・循環型経済を促す包括的な事業可能性調査を共同実施しております。

<持続可能な地域運営の支援領域：Co-Creation City>

地方自治体の4大課題（人口減少、少子高齢化、社会保障費の増大、雇用縮小）を「関係性の増幅」と「循環の促進」で解決するまちづくりコンセプト「Co-Creation City（コ・クリエーションシティ）構想」の開発・展開を進めてまいりました。具体的には、自治体向け資源循環ソリューション「MEGURU COMPLEX（めぐるコンプレックス）※1」の開発や、互助共助コミュニティ型資源回収ステーション「MEGURU STATION®（めぐるステーション）」の面的展開に向けた福岡県大刀洗町・福岡県豊前市・兵庫県神戸市・奈良県奈良市（月ヶ瀬地域）・愛知県長久手市での活動を継続してまいりました。

12月には福岡県豊前市において、同市からの受託事業に基づき、市内初となる「MEGURU STATION®」を2か所導入しました。現在は、NECソリューションイノベータ株式会社、一般社団法人つながる地域づくり研究所と実施しているポイントシステムを活用した地域活性化等も含めて、同市の持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めております。

その他、京都府亀岡市と「かめおか未来づくりパートナーシップ協定」（9月9日締結）に基づき、循環を軸としたエコシステムの構築による持続可能なまちづくりに向けて協働しております。

「MEGURU PLATFORM（めぐるプラットフォーム）※2」の構築に関する取り組みに関しては、昨年7月に採択された内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期」において「MEGURU STATION®」を軸にしたプラスチックのサーキュラーモデルの構築及び展開に向けた活動等を継続してまいりました。

<パートナーシップ領域>

一般社団法人エコシステム社会機構（Ecosystem Society Agency：略称ESA（イーサ））（4月1日設立）へ発起企業として参画しております。ESAは、「循環」と「共生」をコンセプトに、人口減少・少子高齢化や新しい政策課題に直面する地方自治体と、新たなビジネスモデルの創出を目指す企業等が、統合的視点に立ってイノベーションを起こし社会的価値を創出するプラットフォームとなることを目指す組織です。2025年1月20日時点で16自治体・71企業/団体が参画しており、ESAへの参画により、これまで以上に多くの自治体や企業と共創し、2030年ビジョンとして掲げる「エコシステム社会」の実現に向けた取り組みを加速させてまいります。

また、サーキュラーエコノミーの推進に向けて、様々な企業や自治体との連携・協働プロジェクトを進めております。具体的には10月から、株式会社イトーヨーカ堂、TOPPAN株式会社、株式会社ニチレイフーズと、冷凍食品包装の店頭回収を行い、回収したプラスチックをクリップなどの樹脂加工品にリサイクルするための実証実験を開始しております。また貝印株式会社と、処分予定の在庫や返品及びお客様が使用後に回収した包丁やハサミを再資源化する取り組みを実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、姫路循環資源製造所やアミタ地上資源製造パートナーズである愛知海運株式会社 蒲郡リサイクルS.C.でのセメント産業向け代替原燃料の取扱量の増加、北九州循環資源製造所でのシリコン再資源化の取扱量の増加、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」に係る売上計上などにより4,931,476千円（前期比8.7%増、前期差+394,976千円）となりました。営業利益は、関係構築・戦略実現のための活動や人財への投資等を含めて売上原価及び販売管理費が増加したものの、売上高が増加したため473,480千円（前期比0.3%増、前期差+1,319千円）となりました。経常利益はマレーシア事業に関わる持分法による投資利益の増加や為替差益などにより557,890千円（前期比5.1%増、前期差+27,045千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は経常利益の増加や繰延税金資産の増加に伴う法人税等調整額（益）の計上などにより423,184千円（前期比37.2%増、前期差+114,839千円）となりました。

なお、当社グループは社会デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

※1…MEGURU COMPLEX：

MEGURU COMPLEX は、Co-Creation City構想を具現化する自治体向け資源循環ソリューションの1つです。可燃ごみを資源化する「バイオガス施設」「おむつリサイクル施設」「熱分解施設」の施設群で、焼却炉と埋立地のゼロ化を目指します。

※2…MEGURU PLATFORM：

MEGURU PLATFORMは、互助共助コミュニティ型の資源回収ステーション「MEGURU STATION®（めぐるステーション）」と、良質な資源と情報が集まるサーキュラーマテリアル製造所「MEGURU FACTORIES（めぐるファクトリーズ）」から構成されます。2030年ビジョンの実現に向けて、もの・情報・人の気持ちの最適な循環を生み出す仕組みとして構築を進めています。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、上昇傾向にある金利に対して事前に準備を行い、手元資金の拡充並びに今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的として、金融機関より長期借入金として200,000千円の調達を実施しました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は総額659,072千円であり、主に北九州循環資源製造所における設備の新設・更新や、東京オフィスの移転によるものであります。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社の連結子会社であるAMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD. とタマリス・モヤグループのPT Tamaris Prima Energi との共同出資により、2024年9月2日付で、合併会社PT Amita Tamaris Lestari を設立しました。なお、AMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD. の持株比率は60%であります。

当社の連結子会社であるPT Amita Tamaris Lestari とPT Indocement Tunggal Prakarsa Tbk. の子会社PT Sari Bhakti Sejati との共同出資により、2024年10月7日付で、合併会社PT Amita Prakarsa Hijau を設立しました。なお、PT Amita Tamaris Lestari の持株比率は80%であります。

当社は、子会社であるAMIDAO株式会社を、2024年12月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

当社は、SMFLみらいパートナーズ株式会社と合併会社サーキュラーリンクス株式会社を2024年4月1日付で設立しました。なお、当社の持株比率は50%であります。

(5) 対処すべき課題

企業を取り巻く状況に目を向けますと、内需主導で緩やかな回復が続くと予想される一方で、ウクライナ情勢や中東情勢をはじめとする国際情勢は不安定化が続く見込みです。具体的には、地政学リスクに基づくグローバルサプライチェーンの不安定性の継続、米国大統領による関税引き上げをはじめとする経済・外交政策や、それを受けた国内外経済の行方、異常気象や自然災害リスク、更には金融政策の転換や政治的な動きなどに十分留意する必要があると考えております。また、技術革新や社会的価値観の変容が進み、政治・経済・社会それぞれの面で既成概念や既得権益が大きく変化する転換期にあるとも考えております。

そうした中、2025年1月20日にトランプ米国大統領が就任し、早々にパリ協定からの離脱を発表しました。トランプ政権の発足に先立ち、世界最大の投資会社であるブラックロックは気候変動対策グループ（NZAM）から脱退し、これを受けて日系企業を含むアメリカの大手企業を中心に、自社のESG取り組みを見直す動きが拡大傾向にあります。加えて、経済政策として一部輸入品に対する関税引き上げを掲げるなど、多国間協定によるグローバルマーケットから二国間協定によるインターナショナルマーケットへと世界経済のルールが変化しつつあります。

このようなブロック経済が進行し、更には世界的な資源枯渇や気候変動リスクの顕在化が一層加速する中で、今後世界では、自社活動の抑制につながる「守りのESG（Scope 3：企業バリューチェーン全体の排出量を把握する指標）」を超えた、より本質的な企業成長と自社活動の拡大に繋がる「攻めのESG（Scope 4：製品・サービスがライフサイクルを通じて発揮する便益（削減効果））」への取り組みを求める動きが加速すると考えます。特にブラックロックによるNZAM脱退は、短期的にはESG投資への影響が懸念される一方で、長期的には企業や投資家がScope 3からScope 4を重視し、「実際の脱炭素貢献」を示す方向へシフトする契機になると捉えております。当社グループは従前より「守りのESGから攻めのESGへのトランジション戦略（移行戦略）」の必要性を掲げています。2021年からは、顧客企業が気候変動対策や生物多様性に対する取り組みが必要とされる市場において、自社の製品・サービスを展開していくための事業開発を統合支援する「Cyano Project」を提供しております。現在の社会潮流は、まさにこの「Cyano Project」の存在意義を発揮すべき局面が到来したものと捉えております。

また海外においても、マレーシアやインドネシアを含むASEANでは、サーキュラーエコノミーの推進によって約4,200億ドルの市場が生まれると言われており、当社グループにとって追い風の時流と捉えております。

このような状況の中で、当社グループは「未来デザイン企業」として、2030年ビジョンの実現に向け、社会の持続性と関係性を向上する「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開を引き続き推進してまいります。2025年は中期経営計画において、市場展開へ向けた基盤整備期を完了させる年であり、持続可能な企業経営・地域運営を支援するサービスの開発及び展開に引き続き注力するとともに、市場開拓に資する啓蒙・広報から営業販売戦略までを一気通貫で設計するインバウンドマーケティングの構築・運用や、価値創出力向上に資する組織改革を継続推進いたします。また、企業等との戦略的パートナーシップ及び共創事業構築の推進や、一般社団法人エコシステム社会機構（ESA）への参画等を通じた市民・自治体・大学・官公庁等との連携も拡大することで、社会デザイン事業の展開に向けた基盤整備を進展させ、2030年ビジョンの実現へとつなげていきたいと考えております。具体的には以下のとおりです。

<持続可能な企業経営の支援領域：統合支援サービスCyano Project>

啓蒙・広報・営業・販売まで一貫したインバウンドマーケティング施策として、顧客の興味・関心を惹きつけ顧客獲得に繋げるシンポジウムやセミナーを開催予定です。加えて、グループ会社やパートナー企業等のネットワークを活用した営業の強化、外部パートナーと連携した新商材開発をはじめとする商品設計の再構築に引き続き取り組むとともに、ソリューション力を高めるための人材育成を強化してまいります。堅調なICT・BPOによる企業のサーキュラーマネジメント支援を行う「サステナブルBPOサービス」においては、サーキュラーリンクス株式会社にて、業務効率化やサービス品質向上に加え、新サービスの開発・提供等を図ります。廃棄物の100%再資源化による単純焼却・最終処分ゼロと、関連するGHG排出ゼロを推進する「ダブルゼロ・エミッションサービス」においては、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブに寄与する新たな循環資源の開発・提供、工場の脱炭素化やサステナブル調達のトータル提案、回復・拡大する半導体産業に向けた北九州循環資源製造所でのシリコンスラリー100%再資源化の強化、労働力不足対応と生産性向上に資する生産機能の自動化・機械化への投資などに取り組んでまいります。

<環境認証審査サービス>

引き続き市場が堅調な中で、新規受注を拡大していくための組織体制の強化等を図ります。

<海外事業>

海外事業統括子会社ACDを軸に、マレーシアでの100%再資源化事業の拡大や未利用バイオマス資源の利活用事業等の新たな事業開発、インドネシアでの合弁会社による100%再資源化事業の2027年度開始を目指した事業基盤の構築に向けた取り組みに加え、アジア・大洋州地域にて国内でのノウハウを活かした循環型社会の仕組みづくりに係る市場開拓を行ってまいります。

<持続可能な地域運営の支援領域：Co-Creation City>

地方自治体の4大課題を「関係性の増幅」と「循環の促進」で解決するまちづくりコンセプト「Co-Creation City構想」の開発・展開に向けて、自治体向け資源循環ソリューション「MEGURU COMPLEX」の開発や、互助共助コミュニティ型資源回収ステーション「MEGURU STATION®」の面的展開を継続してまいります。

「MEGURU PLATFORM」の構築に関しては、消費動向やトレーサビリティを含む資源情報等を価値化するデジタル情報プラットフォームの構築等に係る取り組みや、2023年から実施している内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期」において「MEGURU STATION®」を軸にしたプラスチックのサーキュラーモデルの構築及び展開に向けた活動等を継続してまいります。

<パートナーシップ領域>

発起参画している一般社団法人エコシステム社会機構（ESA）での活動への積極的な参画や、様々な企業や自治体との連携・協働プロジェクトを実施してまいります。

さらに「社会デザイン事業」を支える経営基盤として、企業文化の醸成（新人事制度の構築完了、週32時間就労への挑戦、Well-beingを高める環境整備等）や価値創出力を高める組織・人財開発、戦略的な資本施策、ステークホルダーとの関係強化・社会的認知度の向上等に繋がる施策など、良質な経営資源の増幅に向けた仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第12期 2021年12月期	第13期 2022年12月期	第14期 2023年12月期	第15期 (当連結会計年度) 2024年12月期
	千円	千円	千円	千円
売上高	5,157,789	4,824,795	4,536,499	4,931,476
経常利益	629,461	715,537	530,844	557,890
親会社株主に帰属する 当期純利益	632,836	531,242	308,345	423,184
1株当たり 当期純利益 (円)	36.08	30.29	17.57	24.11
総資産	4,427,311	4,824,280	6,175,708	6,594,824
純資産	1,455,024	2,001,050	2,266,204	2,733,759

- (注) 1. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
アミタ株式会社	80,000千円	100.0%	社会デザイン事業 (トランジションストラテジー事業：持続可能な企業経営・地域運営への移行戦略支援)
アミタサーキュラー株式会社	200,000千円	100.0%	社会デザイン事業 (サーキュラーマテリアル事業：持続可能な調達・資源活用 の総合ソリューション)
AMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD.	2,300 千マレーシア リンギット	100.0%	海外統括事業 (海外における社会デザイン 事業の展開)
PT Amita Tamaris Lestari	12,000,000 千インドネシア ルピア	60.0% (60.0%)	PT Amita Prakarsa Hijau への出資、インドネシアでの サーキュラーエコノミー、カー ボンニュートラル、ネイチャー ポジティブ分野における コンサルティング・事業開発
PT Amita Prakarsa Hijau	10,000,000 千インドネシア ルピア	80.0% (80.0%)	インドネシアでの産業廃棄物 及び一般廃棄物、バイオマス 資源を100%再資源化し、セ メント産業向けの代替原料・ 燃料として供給

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有に対する割合(%)を内数で示しております。
2. 2024年12月2日付で、アミタ株式会社及びアミタサーキュラー株式会社は増資を行い、資本金が増加しております。
3. 2024年4月1日付で、当社の連結子会社であるAMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD.は、商号をAMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD.に変更しております。
4. 2024年9月2日付で、合併会社PT Amita Tamaris Lestariを設立いたしました。
5. 2024年10月7日付で、合併会社PT Amita Prakarsa Hijauを設立いたしました。
6. 2024年12月1日付で、当社連結子会社であるAMIDAO株式会社を吸収合併しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	アミタサーキュラー株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	901,378千円
当社の総資産額	3,340,440千円

(8) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、社会デザイン事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

事業区分	主な事業内容
社会デザイン事業	トランジションストラテジー事業：持続可能な企業経営・地域運営への移行戦略支援 サーキュラーマテリアル事業：持続可能な調達・資源活用の総合ソリューション 海外統括事業：海外における社会デザイン事業の展開 脱炭素経営への移行戦略支援：脱炭素経営への移行戦略の立案支援及びアセスメント サーキュラーマネジメント事業：廃棄物マネジメントシステム、廃棄物マネジメントBPO、製品・資源等のサーキュラーに関するオペレーション

(9) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

- ① 当社
本店 京都市中京区烏丸通押小路 upper 秋野々町535番地

- ② 主要な子会社
アミタ株式会社
本店 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地
京都オフィス 京都市中京区烏丸通押小路 upper 秋野々町535番地

アミタサーキュラー株式会社
本店 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地
循環資源製造所 全国4箇所（宮城県、茨城県、兵庫県、福岡県）

（注）アミタ株式会社及びアミタサーキュラー株式会社は、2024年4月1日付にて、本店を東京都千代田区神田鍛冶町から移転しました。

(10) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
184名	+6名

(注) 従業員数には、臨時社員40名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 66	名 +9	歳 38.34	年 7.98

(注) 1. 平均勤続年数について、当社グループからの転籍者については、勤続年数を通算して算出しております。

2. 従業員数には、臨時社員16名は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高
	千円
株式会社商工組合中央金庫	882,700
株式会社みずほ銀行	534,355
京都信用金庫	181,674
株式会社三井住友銀行	180,000
株式会社三菱UFJ銀行	90,000
株式会社福岡銀行	60,000
株式会社りそな銀行	60,000

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする4行によるシンジケートローンの残高900,000千円が含まれております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,552,470株（自己株式3,890株を除く。）
- (3) 株主数 3,006名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
大 平 洋 金 属 株 式 会 社	5,746,400	32.74
熊 野 英 介	5,523,700	31.47
MCPジャパン・ホールディングス株式会社	660,000	3.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	433,600	2.47
ア ミ タ 社 員 持 株 会	353,900	2.02
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	300,000	1.71
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,000	1.71
玉 田 博 之	249,000	1.42
尾 崎 圭 子	234,000	1.33
杉 本 憲 一	205,500	1.17

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数3,890株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年12月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
熊 野 英 介	代表取締役会長兼CVO	
末 次 貴 英	代表取締役社長兼CIOO	一般社団法人エコシステム社会機構代表理事
岡 田 健 一	取 締 役 兼 C G O	
高 野 雅 晴	取 締 役	株式会社ビットメディア代表取締役、株式会社SDGsテック代表取締役、株式会社MESH-X代表取締役
清 水 菜 保 子	取 締 役	一般社団法人ゆずり葉代表理事、熊本こども・女性支援ネット共同代表、一般社団法人公共善エコノミー代表理事
長 谷 川 孝 文	常 勤 監 査 役	
中 東 正 文	監 査 役	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院法学研究科研究科長
矢 本 浩 教	監 査 役	公認会計士、税理士、矢本公認会計士事務所共同代表、清友監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役高野雅晴、取締役清水菜保子の両氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役中東正文、監査役矢本浩教の両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
3. 監査役矢本浩教氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の全ての役員等（取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行として行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被ることとなった損害賠償金や訴訟費用等の損害が保険会社より填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	80,933 (4,800)	80,933 (4,800)	－ (－)	－ (－)	7 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	23,196 (4,800)	23,196 (4,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外 役員)	104,129 (9,600)	104,129 (9,600)	－ (－)	－ (－)	10 (4)

- (注) 1. 上表には、2024年3月22日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 業績の低迷を受け、経営責任を明確にするため、2024年1月から2025年3月まで、次のとおり減額を実施しております。
- ・ 代表取締役会長 兼 CVO 月額報酬の40%を減額
 - ・ 代表取締役社長 兼 CIOO 月額報酬の30%を減額
 - ・ 取締役 兼 CGO 月額報酬の20%を減額

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年3月28日開催の第1期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分年額30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2011年3月28日開催の第1期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長兼CVO熊野英介氏及び代表取締役社長兼CIO末次貴英氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。代表取締役の両氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役の両氏が適していると判断したためであります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び兼職先と当社との関係

取締役高野雅晴氏は、株式会社ビットメディア、株式会社SDGsテック及び株式会社MESH-Xの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ビットメディア、株式会社SDGsテック及び株式会社MESH-Xとの間に特別の利害関係はありません。

取締役清水菜保子氏は、一般社団法人ゆずり葉の代表理事、熊本こども・女性支援ネットの共同代表及び一般社団法人公共善エコノミーの代表理事（共同代表）を兼務しております。なお、当社と一般社団法人ゆずり葉、熊本こども・女性支援ネット及び一般社団法人公共善エコノミーとの間に特別の利害関係はありません。

監査役中東正文氏は、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院の法学研究科研究科長を兼務しております。なお、当社と国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院との間に特別の利害関係はありません。

監査役矢本浩教氏は、矢本公認会計士事務所の共同代表及び清友監査法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と矢本公認会計士事務所及び清友監査法人との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
高 野 雅 晴	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会では主にICT分野の企業経営者及び出版業界での豊富な経験と知見から積極的に意見を述べており、客観的・中立的立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
清 水 菜 保 子	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会では主に地域活動を通じた共生社会づくりに係る豊富な経験と知見から積極的に意見を述べており、客観的・中立的立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
中 東 正 文	社 外 監 査 役	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 法制審議会幹事、最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事などを務められ、かつ大学教授としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、客観的かつ中立的な観点から監査を行い、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
矢 本 浩 教	社 外 監 査 役	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、客観的かつ中立的な観点から監査を行い、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan 有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,750千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,750千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めている内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社並びに当社グループ会社の役員及び従業員を含めた「アミタグループ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図るとともに高い道德観・倫理観を持ち良識に従った活動を行う。
 - ・ 「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する疑義のある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、社外の弁護士、コンプライアンス担当役員、法務担当部署、常勤監査役又はアミタグループホットライン（第三者通報窓口）を情報受領者とする内部通報窓口を設けるとともに、通報者には「コンプライアンス規程」に沿った対応をとるものとする。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき記録し、保存・管理する。記録は「文書管理規程」に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社及び子会社の企業理念その他コンプライアンスの観点から問題のある事象、又は、人為的、技術的問題若しくは自然災害、犯罪、気候変動リスク、金融危機、政治リスクに係る個々のリスクについては、当社においてリスクマネジメント委員会を設置し、モニタリングや指導を適切に行い、リスクマネジメント体制を構築する。コンプライアンス担当部署は、これらを横断的に推進管理する。
- ・ 災害、事故、犯罪、不祥事その他各種トラブル等の緊急事態が発生した場合には、「リスクマネジメント規程」に基づき、代表取締役を最高責任者とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社及び国内子会社の取締役会については「取締役会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。海外子会社については、現地法令、定款等に基づき、必要に応じて取締役会にて重要事項の決定、取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - ・当社及び国内子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」において、それぞれの責任者及びその責任範囲と執行手続の詳細について定める。
 - ・当社の取締役会で定めた年度予算を、当社グループ全体の目標とする。当社及び子会社は、当社及び子会社の取締役会において定期的に進捗状況を報告し、改善策を検討し、具体的対策を実行する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社すべてに適用する行動指針としての「アミタグループ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」を各子会社においても運用し、コンプライアンス体制を整備する。法務担当部署は、これを横断的に推進する。
 - ・各グループ会社は「関係会社管理規程」及び「組織規程」に従う。これらに基づき、管理担当部署は各グループ会社の管理を行う。
 - ・当社の内部監査部門は当社及び各グループ会社の内部統制状況を評価し、監査の結果は当社の取締役会に報告する体制とし、当社各グループ会社の業務の運営については、「関係会社管理規程」において重要な事項を定め、当該規程に基づき当社取締役会において事前に承認を取るものとし、定期的に進捗状況の報告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（スタッフ）を設置する。
 - ・監査役は使用人（スタッフ）の権限、責務及び待遇について必要と認めた事項を取締役に求め、当該使用人（スタッフ）の取締役からの独立性を保つものとする。
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の実行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の役員及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。当社の監査役は、いつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ・子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、当該部門は当社監査役へ報告を行う。
 - ・内部監査部門は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合などは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。
 - ・監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べることができる。
 - ・代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、サステナビリティの取り組み（CSR・個人情報保護・機密情報管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、気候変動等）をすべての役職員に周知徹底を図っております。

財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査担当部署が計画的に実施する内部監査において業務処理統制の検証を行っております。

コンプライアンスの状況については、常勤監査役と内部監査担当部署が連携して、計画的あるいは随時に実施する内部監査において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として、当社の代表取締役社長及び取締役会に対し報告を行っております。法務担当部署が中心となり、定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識向上を図っております。

また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役社長に意見交換会を通じて報告を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、「持続可能社会＝発展すればするほど自然資本と人間関係資本が増加する社会」の実現を目指し、その実践においてはステークホルダー経営（株主・顧客・取引先・従業員・地域社会を含む）を目指しております。

ステークホルダーの皆様の共通の望みである「持続性」を実現するためには、長引くロシア・ウクライナ情勢、米国による関税引上げの示唆をはじめとする不安定な国際情勢等に起因するエネルギー・資源価格の高騰の影響等によって従来の成長エンジンであった安定した「グローバル市場及びグローバルサプライチェーン」が不安定さを増す時代において、将来リスクを解決するための新規市場及び人的資本への投資が重要であると認識しております。すなわち、当該投資活動を積極的に行い、企業競争力と企業価値を向上させることが、ステークホルダーの皆様への中長期的利益還元として重要な経営課題の一つであると考えております。

以上を踏まえ、企業・自治体等における持続性向上ニーズが急速に顕在化してきている情勢から、当該ニーズに応える統合的な新サービスの開発と提供に向けた投資活動を一定期間拡大・継続することとし、この投資・開発期間は当期純利益の10%相当額の期末配当を目標としてまいります。そして、新しい成長エンジンである、持続的で安定的な「サーキュラーサプライチェーン及びローカルコミュニティネットワーク市場」の構築・安定化をもって、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、当期純利益の30%相当額の期末配当を目標として、ステークホルダーの皆様に対して適正な利益還元を継続的に実施してまいります。

（注）本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	[3,853,197]	【流 動 負 債】	[1,657,957]
現 金 及 び 預 金	2,729,355	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	288,399
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	726,843	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	286,748
商 品 及 び 製 品	47,659	リ ー ス 債 務	7,039
仕 掛 品	71,046	未 払 金	150,039
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	14,484	未 払 法 人 税 等	101,865
そ の 他	263,808	賞 与 引 当 金	93,352
		前 受 金	320,248
		預 り 金	315,096
		そ の 他	95,167
【固 定 資 産】	[2,741,627]	【固 定 負 債】	[2,203,108]
(有 形 固 定 資 産)	(1,916,905)	長 期 借 入 金	1,701,981
建 物 及 び 構 築 物	568,336	リ ー ス 債 務	9,347
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	546,274	退 職 給 付 に 係 る 負 債	381,804
土 地	752,187	資 産 除 去 債 務	109,826
そ の 他	50,106	そ の 他	150
(無 形 固 定 資 産)	(76,170)	負 債 合 計	3,861,065
そ の 他	76,170	純 資 産 の 部	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(748,551)	【株 主 資 本】	[2,570,184]
投 資 有 価 証 券	449,552	資 本 金	483,560
繰 延 税 金 資 産	144,045	資 本 剰 余 金	253,323
そ の 他	154,954	利 益 剰 余 金	1,833,782
資 産 合 計	6,594,824	自 己 株 式	△482
		【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額】	[97,957]
		為 替 換 算 調 整 勘 定	97,957
		【非 支 配 株 主 持 分】	[65,616]
		純 資 産 合 計	2,733,759
		負 債 純 資 産 合 計	6,594,824

連結損益計算書

(自 2024年 1 月 1 日)
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,931,476
売 上 原 価		2,705,034
売 上 総 利 益		2,226,441
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,752,961
営 業 利 益		473,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	243	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	70,503	
為 替 差 益	17,515	
そ の 他	26,988	115,250
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,961	
そ の 他	2,878	30,839
経 常 利 益		557,890
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,106	4,106
特 別 損 失		
減 損 損 失	60,445	
固 定 資 産 除 売 却 損	1,105	61,550
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		500,446
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	176,294	
法 人 税 等 調 整 額	△98,693	77,601
当 期 純 利 益		422,844
非支配株主に帰属する当期純損失		339
親会社株主に帰属する当期純利益		423,184

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 1 月 1 日)
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	483,560	253,323	1,480,808	△482	2,217,210
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△70,209	－	△70,209
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	423,184	－	423,184
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	352,974	－	352,974
当 期 末 残 高	483,560	253,323	1,833,782	△482	2,570,184

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	42,959	42,959	6,034	－	2,266,204
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△70,209
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	423,184
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	54,997	54,997	△6,034	65,616	114,580
当 期 変 動 額 合 計	54,997	54,997	△6,034	65,616	467,554
当 期 末 残 高	97,957	97,957	－	65,616	2,733,759

〔連結注記表〕

【1】連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・連結子会社の名称
アマタ㈱
アマタサーキュラー㈱
AMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD.
PT Amita Tamaris Lestari
PT Amita Prakarsa Hijau

なお、AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD. は、2024年4月1日付でAMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD.に商号変更しております。

2024年9月2日付で、AMITA CIRCULAR DESIGN SDN.BHD.とPT Tamaris Prima Energiとの共同出資により合併会社PT Amita Tamaris Lestariを設立し、連結の範囲に含めております。

2024年10月7日付で、PT Amita Tamaris LestariとPT Sari Bhakti Sejatiとの共同出資により合併会社PT Amita Prakarsa Hijauを設立し、連結の範囲に含めております。

連結子会社であったAMIDAO㈱は、2024年12月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 3 社
- ・持分法適用関連会社の名称
Codo Advisory㈱
サーキュラーリンクス㈱
AMITA NAZA SDN. BHD.

なお、2024年4月1日付でSMFLみらいパートナーズ㈱と合併会社サーキュラーリンクス㈱を設立し、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

また、AMITA BERJAYA SDN. BHD.は、2024年12月2日付でAMITA NAZA SDN. BHD.に商号変更しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社が行う統合サービス、即ち顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足しこれに関する収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① コンサルティング・認証等

コンサルティング又は審査を履行義務とする収益はそれぞれ、契約に従い、実施報告書を納品したとき又は実施報告書が検収されたときに認識しております。

② ICTオペレーションサービス

AMITA Smart EcoなどICTサービスやアウトソーシングサービスの継続的供与を履行義務とする収益は一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

③ 100%リサイクルサービス（再資源化加工）

中間処理を履行義務とする委託契約に係る収益は当社及び連結子会社の循環資源製造所にて発生産等の調合又は混合を完了し、これを納入先に納品したときに認識しております。

④ リサイクルオペレーション（直送取引）

排出元の発生産を収集・運搬し排出先に引き渡す履行義務に係る収益は発生産が排出先に納品されたときに認識しております。当社及び連結子会社が発生産を支配し得ないとき、当社及び連結子会社が代理人として手配又は事務媒介することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

【2】会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	60,445千円
有形固定資産残高	1,916,905千円
無形固定資産残高	76,170千円

(2) その他の情報

当社グループは、原則として、製造所その他の収益部門を基本単位としてグルーピングしており、当該収益部門ごとに将来キャッシュ・フローを見積って、減損の兆候、減損損失の認識の判定及び減損損失の測定を行っております。

当社グループは毎年、与えられた環境のもと、将来に及ぶ経営方針、経営戦略及び目標設定に基づき予算を編成し、毎月の取締役会に至る予算統制において予算の妥当性も検討されます。

将来キャッシュ・フローの見積りは、この予算を基礎として、収益部門ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んだものを使用しますが、将来の不確実な経済条件の変動等並びに当社グループの経営方針及び経営戦略等により予算が見直されるなどにより、将来キャッシュ・フローに変動が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	144,045千円
--------	-----------

(2) その他の情報

当社及び連結子会社の当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性においては、過去（3年）及び当連結会計年度の経営成績や課税所得並びに翌連結会計年度以降の予算及び一時差異の解消時期を見積って、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第15項以下に従って各連結子会社を分類したうえで、一時差異の解消時期と見積可能期間に基づく繰延税金資産を計上しております。

一時差異の解消時期及び予算は「1. 固定資産の減損損失」に記載したとおり、将来の不確実な経済条件の変動等並びに当社グループの経営方針及び経営戦略による仮定に基づくものであります。

これらの条件の変動により予算が見直された場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

【3】連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金

顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	15,151千円
売掛金	711,691千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,187,633千円

3. 担保に供している資産

建物及び構築物	80,159千円
土地	631,622千円
投資その他の資産「その他」	9,874千円

上記に対応する債務

長期借入金	714,355千円
(1年内返済予定の長期借入金含む)	

4. 当座貸越契約

当連結会計年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	800,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	800,000千円

5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	4,378千円
------	---------

6. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳累計額は、148,886千円であります。

【4】連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

17,556,360株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	70,209千円	4円	2023年12月31日	2024年3月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	70,209千円	4円	2024年12月31日	2025年3月27日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

【5】金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達は一クイティファイナンス及び銀行借入を行うことを方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業関連規程に基づき、取引先の信用状況の定期的なモニタリングや、回収状況や回収期日及び残高管理を行い、顧客の信用リスクに対応しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。短期借入金には主に経常運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金には主に設備投資及び手元資金の拡充並びに今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的とした資金調達であります。金利は変動金利、固定金利の双方による借入を行っているため、借入の一部において、金利変動のリスクを伴っております。当社グループでは各社が月次で資金繰表を作成し、金利変動リスクに対処すべく随時見直しを行いながら、全体としての資金管理を行っております。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との当座貸越契約により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式（連結貸借対照表計上額404,653千円）及び投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表価額44,898千円））は、時価開示の対象としておりません。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	1,988,729	1,977,391	△11,337
リース債務	16,386	16,452	65
負債計	2,005,115	1,993,844	△11,271

(注) 1. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,977,391	－	1,977,391
リース債務	－	16,452	－	16,452
負債計	－	1,993,844	－	1,993,844

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

固定金利による長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は、一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

【6】収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	社会デザイン事業
一時点で移転される財・サービス	4,723,774
一定の期間にわたり移転されるサービス	207,701
顧客との契約から生じる収益	4,931,476
その他の収益	－
外部顧客への売上高	4,931,476

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類 連結注記表「【1】連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	708,362	726,843
契約負債	278,393	320,248

(注) 1. 契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額 278,393千円

3. 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容
該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【7】 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

152円01銭

1株当たり当期純利益

24円11銭

【8】 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |                    | 負 債 の 部              |                    |
|-------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 科 目               | 金 額                | 科 目                  | 金 額                |
| <b>【流 動 資 産】</b>  | <b>[928,584]</b>   | <b>【流 動 負 債】</b>     | <b>[620,082]</b>   |
| 現 金 及 び 預 金       | 672,539            | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金    | 13,647             |
| 未 収 入 金           | 100,608            | 1年内返済予定の長期借入金        | 286,748            |
| 前 払 費 用           | 26,041             | リ ー ス 債 務            | 6,015              |
| そ の 他             | 129,394            | 未 払 金                | 46,050             |
|                   |                    | 未 払 費 用              | 39,383             |
| <b>【固 定 資 産】</b>  | <b>[2,411,855]</b> | 未 払 法 人 税 等          | 4,204              |
| (有形固定資産)          | (108,226)          | 賞 与 引 当 金            | 28,278             |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 66,793             | そ の 他                | 195,754            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,169              | <b>【固 定 負 債】</b>     | <b>[1,842,803]</b> |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 40,263             | 長 期 借 入 金            | 1,701,981          |
| (無形固定資産)          | (68,114)           | リ ー ス 債 務            | 4,225              |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 61,915             | 退 職 給 付 引 当 金        | 104,989            |
| その他無形固定資産         | 6,198              | 資 産 除 去 債 務          | 31,607             |
| (投資その他の資産)        | (2,235,515)        | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,462,885</b>   |
| 関 係 会 社 株 式       | 1,255,014          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                    |
| 関係会社長期貸付金         | 864,000            | <b>【株 主 資 本】</b>     | <b>[877,554]</b>   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 12,951             | (資 本 金)              | (483,560)          |
| そ の 他             | 103,549            | (資 本 剰 余 金)          | (253,323)          |
| <b>資 産 合 計</b>    | <b>3,340,440</b>   | 資 本 準 備 金            | 137,139            |
|                   |                    | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 116,184            |
|                   |                    | (利 益 剰 余 金)          | (141,152)          |
|                   |                    | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 141,152            |
|                   |                    | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 141,152            |
|                   |                    | (自 己 株 式)            | (△482)             |
|                   |                    | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>877,554</b>     |
|                   |                    | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,340,440</b>   |

# 損 益 計 算 書

(自 2024年 1 月 1 日)  
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |           |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 営 業 収 益                 |           |           |
| 売 上 高                   | 154,780   |           |
| 関 係 会 社 受 入 手 数 料       | 995,991   |           |
| 関 係 会 社 受 取 配 当 金       | 98,993    | 1,249,764 |
| 営 業 費 用                 |           |           |
| 売 上 原 価                 | 140,069   |           |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,150,167 | 1,290,236 |
| 営 業 損 失                 |           | 40,473    |
| 営 業 外 収 益               |           |           |
| 受 取 利 息                 | 15,318    |           |
| 不 動 産 賃 貸 収 入           | 8,283     |           |
| 関 係 会 社 業 務 受 託 収 入     | 6,873     |           |
| 役 員 報 酬 返 納 額           | 4,845     |           |
| そ の 他                   | 2,397     | 37,718    |
| 営 業 外 費 用               |           |           |
| 支 払 利 息                 | 27,657    |           |
| 支 払 保 証 料               | 28,230    |           |
| そ の 他                   | 2,936     | 58,824    |
| 経 常 損 失                 |           | 61,579    |
| 特 別 損 失                 |           |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 1,785     |           |
| 減 損 損 失                 | 1,224     |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 33,089    |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損       | 684       | 36,784    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |           | 98,363    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 6,693     |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,591     | 8,284     |
| 当 期 純 損 失               |           | 106,648   |

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年 1 月 1 日)  
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                    |                  |                                 |                  |
|-------------------------|---------|-----------|--------------------|------------------|---------------------------------|------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金                       |                  |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 483,560 | 137,139   | 116,184            | 253,323          | 318,010                         | 318,010          |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                    |                  |                                 |                  |
| 剰 余 金 の 配 当             | －       | －         | －                  | －                | △70,209                         | △70,209          |
| 当 期 純 損 失               | －       | －         | －                  | －                | △106,648                        | △106,648         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －       | －         | －                  | －                | －                               | －                |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | －                  | －                | △176,858                        | △176,858         |
| 当 期 末 残 高               | 483,560 | 137,139   | 116,184            | 253,323          | 141,152                         | 141,152          |

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |           |           |
| 当 期 首 残 高               | △482    | 1,054,412 | 6,034     | 1,060,447 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | －       | △70,209   | －         | △70,209   |
| 当 期 純 損 失               | －       | △106,648  | －         | △106,648  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －       | －         | △6,034    | △6,034    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | △176,858  | △6,034    | △182,892  |
| 当 期 末 残 高               | △482    | 877,554   | －         | 877,554   |

## 【個別注記表】

### 【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式      移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等      移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物      5年～50年

機械装置及び運搬具      4年～17年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足しこれに関する収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 関係会社受入手数料

契約内容に応じた管理業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

(2) 関係会社受取配当金

配当金の効力発生日をもって認識しております。

(3) 売上高（コンサルティング）

コンサルティングを履行義務とする収益は、契約に従い、実施報告書を納品したとき又は実施報告書が検収されたときに認識しております。

### 【2】会計上の見積りに関する注記

#### 1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|      |         |
|------|---------|
| 減損損失 | 1,224千円 |
|------|---------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 有形固定資産残高 | 108,226千円 |
|----------|-----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 無形固定資産残高 | 68,114千円 |
|----------|----------|

(2) その他の情報

連結計算書類 連結注記表「【2】会計上の見積りに関する注記 1. 固定資産の減損損失」に記載した内容と同一であります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 12,951千円 |
|--------|----------|

(2) その他の情報

連結計算書類 連結注記表「【2】会計上の見積りに関する注記 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

#### 3. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |          |
|-----------|----------|
| 関係会社株式評価損 | 33,089千円 |
|-----------|----------|

|        |             |
|--------|-------------|
| 関係会社株式 | 1,255,014千円 |
|--------|-------------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する関係会社株式は、全て市場価格のない株式になります。

期末における関係会社株式の評価において、1株当たり純資産額を基礎として算定した実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には、5年以内に取得原価への回復可能性が事業計画等の十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。また、その後の実績が当該事業計画等を下回った場合、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないものと判定し、その期末において減損処理を行っております。

将来の不確実な経済状況及び関係会社の経営状況の変化により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【3】貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 66,102千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 102,216千円

長期金銭債権 864,000千円

短期金銭債務 20,162千円

3. 当座貸越契約

当事業年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額 700,000千円

借入実行残高 －千円

差引額 700,000千円

【4】損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,094,984千円

売上原価 9,134千円

販売費及び一般管理費 58,520千円

営業取引以外の取引による取引高 50,335千円

【5】株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,890株

## 【6】税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|             |          |
|-------------|----------|
| 関係会社株式評価損   | 60,414千円 |
| 退職給付引当金     | 32,147千円 |
| 子会社株式（寄付修正） | 52,288千円 |
| その他         | 25,915千円 |

繰延税金資産小計 170,766千円

評価性引当額 △153,566千円

繰延税金資産合計 17,200千円

### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 4,248千円

その他 △0千円

繰延税金負債合計 4,249千円

繰延税金資産の純額 12,951千円

## 【7】関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

| 種類  | 会社等の名称     | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合（％） | 関連当事者<br>との関係             | 取引の内容                                                                                                                    | 取引金額                                                                    | 科目                   | 期末残高                       |
|-----|------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------|
| 子会社 | アマタ㈱       | 所有<br>直接100%              | 業務支援                      | 管理業務の受託<br>(注1)<br>増資の引受(注2)                                                                                             | 63,825<br>60,000                                                        | 未収入金                 | 4,822                      |
| 子会社 | アマタサーキュラー㈱ | 所有<br>直接100%              | 金銭消費貸借契約<br>業務支援<br>債務被保証 | 受取利息(注3)<br>管理業務の受託<br>(注1)<br>銀行借入に対する債務<br>被保証(注4)<br>支払保証料(注4)<br>銀行借入に対する土地<br>建物の担保受入(注5)<br>物上保証料(注5)<br>増資の引受(注2) | 15,222<br>816,810<br>1,928,729<br>7,658<br>714,355<br>20,572<br>200,000 | 長期貸付金<br>未収入金<br>未払金 | 864,000<br>78,154<br>2,902 |

(注1)管理業務料については、業務内容や各社の年度計画等を勘案して、一定の基準に基づき、取引条件を決定しております。

(注2)増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(注3)資金の貸付については、当社の調達金利を基礎に市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

(注4)当社は、銀行借入に対して同社より債務保証を受けており、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

(注5)土地及び建物の担保受入については、当社の銀行借入に対するものであり、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

【8】収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、計算書類 個別注記表  
「【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容  
を記載しているため、注記を省略しております。

【9】1株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 50円00銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 6円08銭  |

【10】重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【11】その他の注記

退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用し、退職給付債務の算定は簡便法を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

(簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整内容)

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 退職給付引当金の期首残高     | 91,300千円  |
| 退職給付費用           | 17,788千円  |
| 退職給付の支払額         | △4,620千円  |
| グループ会社間の異動による増減額 | 520千円     |
| 退職給付引当金の期末残高     | 104,989千円 |

(3) 退職給付費用に関する事項

(内訳)

簡便法で計算した退職給付費用 17,788千円

(注) 退職給付費用には、グループ会社への出向者に対する当社負担金を含めておりま  
す。

~~~~~  
(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位
未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

アマタホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 源
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 井 達 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アマタホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

アマタホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 源
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 井 達 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アマタホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期監査方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

アマタホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 孝 文 印
社外監査役 中 東 正 文 印
社外監査役 矢 本 浩 教 印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じてステークホルダーに対して適正な利益還元を継続的に実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当社の基盤整備期における事業投資に備えた資金の確保や賃上げ等の従業員に対する還元を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は70,209,880円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月27日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	再任 くまの えいすけ 熊 野 英 介 (1956年3月17日)	1979年4月 アミタ（株）（現アミタサー キュラー（株））入社 1987年5月 同社取締役 1991年4月 同社専務取締役 1993年11月 同社代表取締役社長 2009年1月 公益財団法人信頼資本財団 代表理事 2009年11月 特定非営利活動法人アースウ ォッチ・ジャパン理事 2010年1月 当社代表取締役会長兼社長 2010年12月 （株）アミタ持続可能経済研 究所取締役 2011年2月 一般社団法人ソーシャルビジ ネスネットワーク理事 2012年1月 （株）アミタ持続可能経済研 究所代表取締役 2016年1月 アミタ（株）（現アミタサー キュラー（株））取締役会長 2021年3月 当 社 代 表 取 締 役 会 長 兼 CVO（現任） 2022年11月 （株）風伝社代表取締役（現 任） 2023年1月 AMIDAO（株）代表取締役 社長兼CEO	5,523,700株
取締役候補者とした理由 熊野英介氏は当社及びグループ会社の取締役として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また、2010年1月より当社の代表取締役を務めており、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	再任 すえ つぐ たか ひで 末 次 貴 英 (1981年1月19日)	2005年4月 アミタ（株）（現アミタサー キュラー（株））入社 2017年1月 同社環境戦略デザイングルー プグループリーダー 2019年1月 同社取締役 2019年7月 同社取締役執行役員 2020年1月 同社代表取締役 2020年3月 当社取締役 2021年7月 AMITA BERJAYA SDN. BHD.（現AMITA NAZA SDN. BHD.） DIRECTOR（現任） 2022年6月 AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN.BHD. （現AMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD.） DIRECTOR（現任） 2023年1月 アミタ（株）取締役 2023年3月 当 社 代 表 取 締 役 社 長 兼 CIOO（現任） 2024年4月 一般社団法人エコシステム社 会機構代表理事（現任）	6,300株
取締役候補者とした理由 末次貴英氏はグループ内において営業部門の責任者、子会社の事業会社であるアミタ（株）（現アミタサーキュラー（株））の代表取締役を務めるなど、営業及び製造に関し、豊富な経験と実績を有しております。また、2020年3月より当社の取締役、2023年3月より当社の代表取締役を務めており、当社グループの事業全般における経営の推進について力を発揮すべく、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	再任 おか だ けん いち 岡 田 健 一 (1979年1月15日)	2005年 4 月 アミタ（株）（現アミタサー キュラー（株））入社 2019年 1 月 同社地上資源マネジメントグ ループグループリーダー 2020年 1 月 同社取締役（現任） 2021年 1 月 同社取締役執行役員 2022年 1 月 当社執行役員未来デザイング ループグループマネージャー 2022年 3 月 当社取締役 2023年 1 月 アミタ（株）取締役 2023年 1 月 AMIDAO（株）取締役 2023年 3 月 当社取締役兼CSO 2023年12月 Codo Advisory（株）取締 役（現任） 2024年 1 月 AMIDAO（株）代表取締役 2024年 3 月 アミタ（株）代表取締役（現 任） 2024年 3 月 当社取締役兼CGO（現任） 2024年 4 月 サーキュラーリンクス（株） 取締役（現任）	9,000株
取締役候補者とした理由 岡田健一氏はグループ内においてコンサルティング部門の要職を経て、リサイクル部 門、環境管理業務のICT・アウトソーシング部門、環境認証部門の責任者を歴任し、子会 社の事業会社であるアミタ（株）（現アミタサーキュラー（株））の取締役を務めるな ど、グループ事業全般に関し、豊富な経験と実績を有しております。また、2022年3月 より当社の取締役を務めており、当社グループの戦略的な経営の推進について力を発揮す べく、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
4	再任 社外 独立 たかのまさ はる 高野雅晴 (1963年9月13日)	1988年 4 月 日経マグローヒル（株）（現 （株）日経BP）入社 1995年 4 月 （株）ディジタル・ビジョ ン・ラボラトリーズ企画部長 2000年 8 月 （株）ビットメディア代表取 締役（現任） 2019年 6 月 一般社団法人未来フェス（現 一般社団法人参加型社会学 会）理事（現任） 2019年 7 月 （株）SDGsテック代表取締 役（現任） 2021年 6 月 エス・アイ・ピー（株）取締 役（現任） 2021年10月 一般社団法人SVI推進協議会 理事（現任） 2023年 3 月 当社社外取締役（現任） 2024年 3 月 （株）インフォシティ取締役 （現任） 2024年 8 月 （株）MESH-X代表取締役 （現任） 2024年 9 月 一般社団法人学び方のダイバ ーシティ研究実践協会理事 （現任）	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 高野雅晴氏は、ICT分野の経営者としてご活躍されており、また出版業界の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社が掲げる「ひと・自然・もの・情報のすべてがつながるエコシステム社会構想2030」の実行に向けて必要な専門的な知識と経験を有していることから、これらの経験を客観的・中立的立場で当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	再任 社外 独立 しみず なほ ほこ 清水 菜保子 (1973年5月17日)	1996年 4 月 アミタ（株）（現アミタサー キュラー（株））入社 2000年12月 同社退社 2002年12月 特定非営利活動法人環境ネッ トワークくまもと（現特定非 営利活動法人くまもと未来ネ ット）理事 2003年 1 月 グリフィス大学（豪）環境教 育修士課程修了 2005年 4 月 エコ村伝承館事務局 2011年 4 月 ネットワークココ代表 2013年10月 一般社団法人ゆずり葉代表理 事（現任） 2016年 4 月 熊本こども・女性支援ネット 共同代表（現任） 2018年 4 月 一般社団法人Arts & Sports for Everyone監事（現任） 2021年 4 月 熊本日日新聞 読者と報道を 考える委員会委員 2023年 3 月 当社社外取締役（現任） 2024年 4 月 一般社団法人公共善エコノミ ー代表理事（現任）	0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

清水菜保子氏は、地域活動を通じた共生社会づくりに係る豊富な経験と知見を有しており、互助共助が増加する起点となる「MEGURU STATION®」の展開をはじめとし、これらの経験を客観的・中立的立場で当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 当社と取締役候補者との特別の利害関係について
各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 社外取締役及び独立役員について
高野雅晴、清水菜保子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所に対し「独立役員」として届け出ており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該規定に基づき、高野雅晴氏、清水菜保子氏との間で責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、損害賠償責任の限度額を金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。

4. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、その任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き各取締役を被保険者とする同内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役長谷川孝文氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
再任 は せ がわ たか ふみ 長 谷 川 孝 文 (1962年1月21日)	1990年 2 月 アミタ（株）（現アミタサーキュラー（株））入社	159,000株
	2000年 4 月 同社取締役	
	2004年 6 月 同社取締役西日本営業所長	
	2011年 3 月 同社取締役生産本部長	
	2011年 8 月 同社取締役循環資源開発本部長	
	2013年 3 月 当社取締役	
	2013年 3 月 （株）アミタ持続可能経済研究所取締役	
	2014年 1 月 アミタ（株）（現アミタサーキュラー（株））取締役プロジェクト推進グループグループリーダー	
	2015年 1 月 同社常務取締役	
	2021年 3 月 同社監査役（現任）	
	2021年 3 月 当社常勤監査役（現任）	
	2023年 1 月 アミタ（株）監査役（現任）	
	2023年 1 月 AMIDAO（株）監査役	
	2024年 4 月 サーキュラーリンクス（株）監査役（現任）	

監査役候補者とした理由

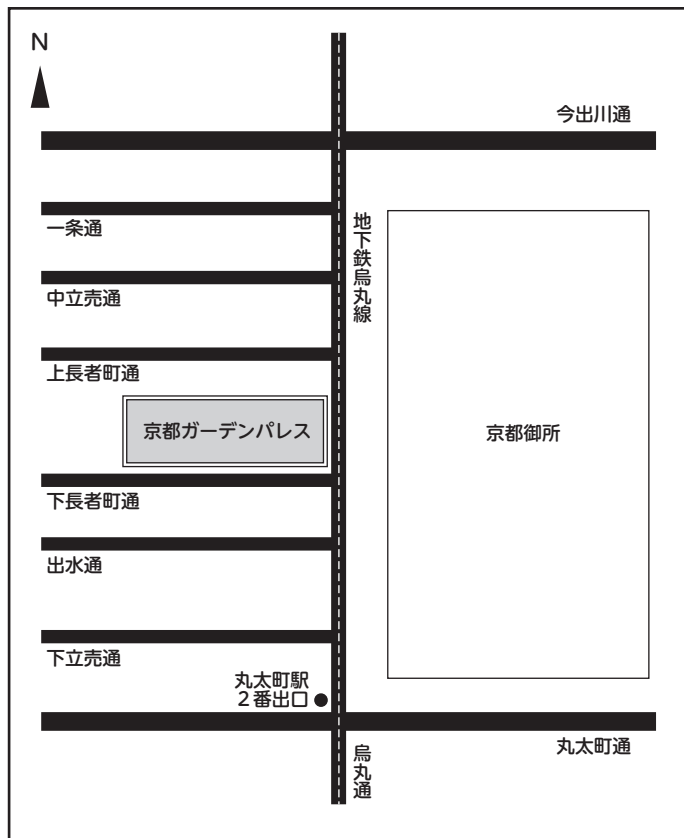
長谷川孝文氏は、当社及びグループ内において事業開発領域の業務を担当するなど豊富な業務経験と幅広い見識を有するとともに、取締役として当社の経営に携わり、当社グループの経営及び事業全般に精通しております。また、2021年3月より当社の監査役を務めており、これまでの経験と知見を活かし、当社の経営上の重要事項につき、有効な助言をいただくことを期待するとともに、経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけるものと判断し、引き続き監査役候補者としております。

- (注) 1. 当社と監査役候補者との特別の利害関係について
候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、その任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き監査役を被保険者とする同内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス2階 祇園



〔交 通〕

- 京都市営地下鉄烏丸線
丸太町駅 2番出口より 徒歩約8分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。